



幼保連携型認定こども園

富貴の森こども園

＜教育・保育理念＞

心身ともに健康なこどもを育てます

＜教育・保育方針＞

- ・自ら人に働きかける主体性や相手の様子に応じて行動する共感性を育む
- ・家庭や地域社会との連携を大切に、理解と協力を図る
- ・さまざまな体験を通し、豊かな心と想像する力を育む

名張市の住宅地を上った小さな森と見晴台の丘に「富貴の森保育園」は、2010年4月に誕生しました。そして2016年4月より「幼保認定型認定こども園 富貴の森こども園」となりました。

閑静な周囲の環境に溶け込むように木造、平屋建てで、陽射しがたっぷり差し込む園舎と桜の園庭を設けました。園庭にある見晴台から見る景色は最高です。セキュリティの面でも子どもたちの安全を第一に考えています。

子ども一人ひとりが、夢をもち自分の力で「思春期に花開く」ための基礎を育む。

“良質な保育環境を提供するために職員全員が持つ力をすべて注ぐこと”これが私たちの目標です。

子どもと保護者と富貴の森こども園職員がしっかりと手をつなぎ未来の宝物を「誠実に、ていねいに、一所懸命に」大切に育てています。

地域との関りは宝物

地域の方々や調理員さんなどたくさんの方々に支えられて子どもたちの毎日の生活は充実しています。楽しいことを一緒に…。心のこもった関わりから多くの深い経験をさせていただいています。それらはいつまでも心に残る温かい思い出となっています。



乳児期に大切にしていること

個人差の大きい乳児期。日ごとに変化する発育や体力、生活リズムなどに配慮した「生活の保障」を土台とし、自分の思いを表現したときに一緒に喜んだり楽しんだりしてくれる温かい関わりや、「困った時、不安な時にはいつでも守ってくれる」という実感を持てるような心から安心できる環境を大切にしています。



幼児期に大切にしていること

生活の中から経験し、自らあそびを生み出す力が育まれる幼児期。仲間と協力することで、育ち合うための、多様な遊びを支える豊かな環境を整えています。



《一日のスケジュール》 ①7:15～19:15

- ・7:15～ 開園 順次登園/ 健康チェック
室内あそび
- ・9:30～ サークルタイム(3・4・5歳児)
園庭・室内・テラスあそび
- ・11:00～ 順次給食(0歳児～)
- ・12:00～ お昼寝
- ・15:00～ 手作りおやつ
- ・15:30～ あそび
- ・18:15 延長保育
- ・19:15 閉園

社会福祉法人 任天会 富貴の森こども園
〒518-0419 三重県名張市富貴ヶ丘6番町42-21
Tel. 0595-42-8980

★ 開園時間 ★

月～金曜日 AM7:15 ～ PM7:15
土曜日 AM7:15 ～ PM6:00



（保育を提供する日）

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日を除く。

（保育を提供する時間）

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

7時15分から18時15分まで（土曜日は18時まで）の範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、延長保育（有料）を提供する。（土曜日を除く）

（2）保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで及び16時30分から19時15分まで（土曜日は18時まで）の範囲内で、時間外保育（有料）及び延長保育（有料）を提供する。

（3）一時預かりに係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、利用者が保育を必要とする時間とする。（原則として土曜日を除く）

（利用者負担その他の費用の種類）

（1）当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

（2）当園は、保育の提供における便宜に要する費用のうち、下記に掲げる費用の支払を支給認定保護者から受けるものとする。

（3）当園は、一時預かりの利用者から、名張市が定める利用者負担金の支払を受けるものとする。

（利用の開始に関する事項）

（1）当園は、市町村から特定保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

（2）当園は、保育の提供に際し、あらかじめ、利用申込を行った支給認定保護者に対し、本規程の概要、職員の勤務体制その他保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

（利用の終了に関する事項）

（1）園児が小学校に就学したとき

（2）支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

（3）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時における対応方法）

（1）当園の職員は、保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師 に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

（2）保育の提供により事故が発生した場合は、名張市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（3）当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

（4）園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

◇ 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

※ 主なものについて抜粋（その他、保育において提供される便宜に要する費用のうち、こども園の利用において必要とされるものにかかる費用である場合は必要に応じて実費徴収とする場合があります。詳細については、当園までおたずねください。

絵本代：月額円、教材費：600円、主食費（3歳以上）：月額1,500円、副食費（3歳以上）：月額4,700円、

卒園アルバム積立金（5歳児のみ）：1,540円、用品代：約3,000円～約10,000円（年齢により異なります。）

制服等（3歳児以上）：約14,000円（購入枚数により変動します。）

◇ 時間外保育及び延長保育に係る利用者負担金

利用時間等により料金設定がございますので、詳細については、当園までおたずねください。